

施設の小規模化等の推進のための実施要綱改正の検討事項（未定稿）

①小規模グループケアの定員要件の弾力化

- ・ 児童養護： 「原則 6 人」 → 「原則 6 人～ 8 人」
- ・ 情短、児童自立： 「原則 5 人」 → 「原則 5 人～ 7 人」
- ・ 乳児院： 「原則 4 人」 → 「原則 4 人～ 6 人」

②小規模グループケアのグループ数要件の弾力化

- ・ 「1 施設 2 グループまで。ただし、5 年以上実施、研修受入等の要件により 3 グループまで指定可能」
→ 「1 施設 2 グループまで。ただし、本体施設全体での小規模グループケア実施、ファミリーホーム推進による地域分散化、里親支援等の要件により、6 グループまで指定可能」

③地域小規模児童養護施設の設置要件の弾力化

- ・ 既存定員に追加して設け、本体施設の入所率 90%以上という要件の廃止
- ・ 1 本体施設につき原則 1 か所。特に必要な場合は 2 か所。（それ以上はファミリーホーム型を推進）

④児童家庭支援センターによる里親支援

- ・ 児童家庭支援センターによる里親支援の位置づけ